

令和8年度（2026年度） 神戸市立学校園教育実習取扱要綱

第1条（目的）

この要綱は、地域における教員養成の重要性に鑑み、神戸市立の学校園（以下「学校園」という。）における教育実習生の受け入れに關し必要な事項を定めることにより、教育実習の適切かつ円滑な実施に役立てることを目的とする。

第2条（対象者）

大学からの申請により学校園の教育課程の実施に支障のない範囲において、次の各号を満たす学生を教育実習生として受け入れる。

- (1) 原則として神戸市立学校の卒業生であること。

※幼稚園実習希望者については上記の規定はないが、必ず大学を通して神戸市教育委員会事務局学びの推進課に申し込むこと。

※市立高校実習希望者のうち、神戸市立高校出身者以外の工業・商業の実習希望者は大学を通じて神戸市教育委員会学びの推進課担当者まで事前に相談すること。

- (2) 実習期間中は実習に専念できる者であること。（土日・祝日も含め大学での活動は自粛すること）

- (3) 教員を志望し、教員採用試験を受ける予定の者であり、年齢等神戸市公立学校教員採用の応募資格を満たしていることを原則とする。

- (4) 一般教育科目、教科及び教職に関する専門教育科目のうち、教育実習前に履修することが望ましいものについては一定の単位数を修得していること。

- (5) 授業構想、学習指導案、保育指導案等が立案でき、教員としての基本的な心構えを含めて教育実習の事前指導を十分に受けていること。

- (6) 事業所等に勤務している学生はその所属長に申し出て、教育実習についての了解を得ていること。

第3条（教育実習生の服務）

教育実習生は、当該教育実習について実習校園長の指示に従わなければならぬ。

教育実習生は、個人情報の保護に関する法律の趣旨に鑑み、個人情報の取扱に留意すると共に、教育実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。

第4条（教育実習の配当及び実習の中止）

教育委員会は、実習希望者が第2条各号に該当しないと認められた場合、又は前条に違反して指示に従わずもしくは秘密を漏らした場合には、当該の教育実習配当もしくは実習を中止することができる。実習生に対する中止の連絡は、当該の大学が行う。

第5条（教育実習期間中の事故等）

申請時において特別事情がある場合の連絡や実習期間中に実習生にかかわる事故又は事件が発生した場合には、大学は責任をもって連絡・対応しなければならない。但し、その件で実習校園及び教育委員会との協議が必要な場合は、別途協議することとする。

第6条（経費）

実習校園及び教育委員会は、教育実習実施に伴い大学又は教育実習生から実習費を受領しない。但し、実習期間中に必要となる以下の経費については、教育実習生が負担する。

- (1) 学校給食費（支払先：神戸市） (2) 校外学習に係る交通費等（支払先：実習学校園）

第7条（教育実習生による処遇改善の申し立て）

教育実習生は実習校園においてハラスメントを受けたと感じたとき、校園長に対して相談するとともに大学担当課を通じて処遇改善を申し出ることができる。その手順は「教育実習に関する神戸市立学校園長会申し合わせ事項」6(7)に示す。

第8条（施行細目の委任）

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長及び学校園長が定める。

第9条 附則（施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。